議案第67号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例

(つくば市職員定数条例の一部改正)

第1条 つくば市職員定数条例(昭和62年つくば市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は」を「臨時の職に関する場合において臨時的に任用される 職員及び」に改める。

(つくば市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 つくば市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和62年つくば 市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第

2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「昭和62年つくば市条例第20号)」の次に「及びつくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくば市条例第 号)」を加える。

(つくば市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和62年つくば市条例 第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくば市条例第 号)第17条に規定する報酬の額)」を加える。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正)

第4条 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和62年つくば市条例第15号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第4条第5項中「理事、顧問、運動部活動指導員及び地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であって規則で規定 するもの(以下「非常勤の嘱託員」という。)」を「理事及び顧問」に改める。

別表女性のための相談員の項、広域隣保活動事業生活相談員の項、青少年相談 員の項、視能訓練士の項、運動部活動指導員の項、市民研修センター所長の項及 び地籍調査推進員の項から非常勤の嘱託員の項までを削る。

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 つくば市職員の給与に関する条例(昭和62年つくば市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員(」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、」 を加える。 第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。 第28条を次のように改める。

第28条 削除

(つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 つくば市職員の育児休業等に関する条例(平成4年つくば市条例第13号) の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)以外の会計年度任用職員
 - ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員
 - (ア) 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計 年度任用職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている会計年度任用職員に限る。)
 - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計 年度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新

され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育 児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日
 - (2) 会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が産前の休暇又は産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲

げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

- ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2 歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6か月 到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該 当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計 年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の 1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的 な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当す る場合
- 第3条に次の2号を加える。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第7条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。 第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 ア 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計年

度任用職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年 度任用職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第2条第1項に規定する 正規の勤務時間(会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について 定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「職員」の次に「(会計年度任用 職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第19条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくば市条例第 号)第16条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 3 前項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(月額又は日額により報酬を定められている者に限る。)について準用する。この場合において、前項中「第16条」とあるのは「第26条」と、「第15条」とあるのは

「第25条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。 (つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年つくば市条例第 3号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年つくば市 条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年つくば市 条例第44号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「臨時任用の職員」を「非常勤職員」に改め、同条中「常勤 又は非常勤の臨時任用職員」を「職員以外の者」に改める。

(つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年つくば 市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加え、「地方公務員法」を「同法」に改める。

(つくば市職員の旅費の特例に関する条例の一部改正)

第11条 つくば市職員の旅費の特例に関する条例(平成30年つくば市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(運動部活動指導員及び同条第5項に規定する非常勤の嘱託 員を除く。)」を削る。

第4条の表つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の項中「(運動部活動指導員及び第5項に規定する非常勤の嘱託員にあって は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額)」を削る。

(つくば市英語指導助手の給与及び旅費に関する条例及びつくば市立学校市費負担非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

- 第12条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) つくば市英語指導助手の給与及び旅費に関する条例(平成9年つくば市条例 第26号)
 - (2) つくば市立学校市費負担非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17年つくば市条例第21号)

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

つくば市職員定数条例(昭和62年つくば市条例第4号)新旧対照表(第1条関係)

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第1条 この条例で「職員」とは、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育 委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機 関に勤務する一般職の職員(<u>臨時の職に関する場合において臨時的に任用される</u>	
<u>職員及び</u> 非常勤の職員を除く。)をいう。 第2条 (以下略)	

つくば市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和62年つくば市条例第6号)新旧対照表(第2条関係)

改正後	改正前
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(休職の効果)	(休職の効果)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用	
については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項 の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。	
第4条 (略)	第4条 (略)
2 休職者の給与は、つくば市職員の給与に関する条例(昭和62年つくば市条例第	2 休職者の給与は、つくば市職員の給与に関する条例(昭和62年つくば市条例第
20号)及びつくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元	20号)
<u>年つくば市条例第 号)</u> の定めるところによる。	の定めるところによる。
第5条 (以下略)	第5条 (以下略)

つくば市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和62年つくば市条例第7号)新旧対照表(第3条関係)

改正後	改正前
第1条—第3条 (略)	第1条—第3条 (略)
(減給の効果)	(減給の効果)
第4条 減給は、1日以上6月以下の期間について、給料及びこれに対する地域手 当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、つくば市会計	
年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくば市条例第 号) 第17条に規定する報酬の額)の10分の1以下の額を減ずる。	の10分の1以下の額を減ずる。
第5条 (以下略)	第5条 (以下略)

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)

(第4条関係) 新旧対照表

改正後		改正前		
(趣旨)		(趣旨)	-	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条の2第5項</u> の規定 に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対 する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるもの とする。		に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に	こ対	
第2条・第3条 (略)			第2条・第3条 (略)	
(費用弁償)		(費用弁償)		
第4条 (略)		第4条 (略)		
2—4 (略)		2—4 (略)		
5 理事及び顧問		5 理事、顧問、運動部活動指導員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第	第3	
が通勤(勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を 往復することをいう。)のため自動車その他の交通用具を使用したとき、又は交 通機関を利用してその運賃を負担したときは、前項の規定にかかわらず、費用弁 償として規則で規定する額を支給する。		条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であって規則で規定するもの(以下 常勤の嘱託員」という。)が通勤(勤務のため、その者の住居と在勤庁との間 往復することをいう。)のため自動車その他の交通用具を使用したとき、又は 通機関を利用してその運賃を負担したときは、前項の規定にかかわらず、費用 償として規則で規定する額を支給する。	間をは交	
第5条 (略)		第5条 (略)		
附則 (略)		附則 (略)		
別表(第2条、第4条関係)		別表(第2条、第4条関係)		
職	報酬	相当する職	職報酬相当する耳	膱

(略)	(略)	(略)
統計調査員	(略)	(略)
スポーツ推進委員	(略)	(野各)
(略)	(略)	(略)
福祉支援センター嘱託医	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
幼稚園薬剤師	(略)	(略)
—————————————————————————————————————	(略)	(略)
 融資あっせん審査会の委員	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
統計調査員	(略)	(略)
女性のための相談員	日額 10,000円	一般職の職員
広域隣保活動事業生活相談員	日額 6,000円	一般職の職員
スポーツ推進委員	(略)	(略)
青少年相談員	年額 30,000円	一般職の職員
(略)	(略)	(略)
福祉支援センター嘱託医	(略)	(略)
<u>視能訓練士</u>	日額 8,000円	一般職の職員
(略)	(略)	(略)
幼稚園薬剤師	(略)	(略)
運動部活動指導員	時間額 1,600円	一般職の職員
社会教育委員	(略)	(略)
市民研修センター所長	月額 110,000円	一般職の職員
融資あっせん審査会の委員	(略)	(略)
地籍調査推進員	日額 6,000円	一般職の職員
水質監視員	年額 20,000円	一般職の職員
外国人生活相談員	日額 13,000円	一般職の職員
外国人法律相談員	日額 24,600円	一般職の職員
非常勤の嘱託員	月額220,000円以内で規則	一般職の職員
	で規定する額	

つくば市職員の給与に関する条例(昭和62年つくば市条例第20号)新旧対照表(第5条関係)

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労	第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(
働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で、同法第5条 第2項に規定する者以外のもの及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される	働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で、同法第5条 第2項に規定する者以外のもの及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される
者を除く。)をいう。	者を除く。)をいう。
第3条一第5条 (略)	第3条—第5条 (略)
(給料表及び等級別基準職務表)	(給料表及び等級別基準職務表)
第6条 (略)	第6条 (略)
	2 前項の給料表は、第28条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとす
	<u> </u>
<u>2・3</u> (略)	<u>3 · 4</u> (略)
第7条—第27条 (略)	第7条—第27条 (略)
	(非常勤職員等の給与)
第28条 削除	第28条 常時勤務を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務
	職員を除く。)及び臨時に雇用される職員については、この条例の規定にかかわ
	らず、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。
	2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、

	他のいかなる給与も支給しない。
第29条 (以下略)	第29条 (以下略)

つくば市職員の育児休業等に関する条例(平成4年つくば市条例第13号)新旧対照表(第6条関係)

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第 2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第 2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項 に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)以外の会計年度任用職員 ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員	
(ア) 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計年 度任用職員	
(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到	
達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更 新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない	
<u>会計年度任用職員</u> (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員	
イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員(その養育する	
子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)	
(当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされ た日が光誌スの1 特別港日後でなる担合になっては、光誌末日よされた日)に	
た日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) に おいて育児休業をしている会計年度任用職員に限る。)	

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年 度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、 又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されることに 伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間 の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の</u> 区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員の養育する子の 1歳到達日
 - (2) 会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が産前の休暇又は産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が 当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合

第2条の2 (略)

に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

- ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ <u>当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務</u> のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する 場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に 達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日の 翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任 期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で あって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものに あっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な 勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場 合

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)—(6) (略)

- <u>(7)</u> 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度 任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任 期の満了後に会計年度任用職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末 日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休 業をしようとすること。

第4条-第6条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)—(6) (略)

第4条—第6条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務 した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員 (会計年度任用職員を除く。) が職務に復帰した場合に おいて、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業 の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したも のとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の 号給を調整することができる。

第9条—第16条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員
 - <u>ア</u> 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計年度 任用職員
 - <u>イ</u> <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度</u> <u>任用職員</u>

(部分休業の承認)

- 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)</u>の始め 又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 労働基準法 (昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間 (以下「育児時間」という。) 又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を

した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員 が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条—第16条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育</u>児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間</u>

の始め

又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を

受けて勤務しない職員(会計年度任用職員を除く。)に対する部分休業の承認につ いては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務 しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年 度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間 を超えない範囲内で(当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61 条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための 時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合に あっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該 介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範 囲内で)行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

- 場合には、給与条例第17条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条 例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて 勤務しない場合には、つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年つくば市条例第 号)第16条の規定に基づき、その勤務しない1時間に つき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 3 前項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる<mark>職員(月額又は日</mark> 額により報酬を定められている者に限る。) について準用する。この場合において、 前項中「第16条」とあるのは「第26条」と、「第15条」とあるのは「第25条」と、 「給与額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。

第20条 (以下略)

受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認につ いては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務 しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

場合には、給与条例第17条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条 例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第20条 (以下略)

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年つくば市条例第3号)新旧対照表(第7条関係)

改正後	改正前
第1条—第17条 (略)	第1条—第17条 (略)
(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)	(非常勤職員 の勤務時間、休暇等)
第18条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。 第19条 (以下略)	第18条 非常勤職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員を除く。) の勤務時間、休暇等については、第2条から前条まで の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、 任命権者が定める。 第19条 (以下略)

つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年つくば市条例第10号)新旧対照表(第8条関係)

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 地方公務員法 <u>第22条</u> に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員(規則で 定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法 <u>第22条第1項</u> に規定する <u>条件附採用</u> になっている職員(規則で 定める職員を除く。)
(4)—(6) (略)	(4)—(6) (略)
3 (略)	3 (略)
第3条 (以下略)	第3条 (以下略)

つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年つくば市条例第44号)新旧対照表(第9条関係)

改正後	改正前
第1条―第22条の3 (略)	第1条―第22条の3 (略)
(非常勤職員 の給与)	(<u>臨時任用の職員</u> の給与)
第23条 職員以外の者 に対する給与は、職員の給与との権衡を	第23条 常勤又は非常勤の臨時任用職員に対する給与は、職員の給与との権衡を
考慮して管理者が定めるところにより支給する。	考慮して管理者が定めるところにより支給する。
第24条 (以下略)	第24条 (以下略)

つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年つくば市条例第18号)新旧対照表(第10条関係)

改正後	改正前			
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)			
(報告事項)	(報告事項)			
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員</u> 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	ばならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短			
(1)—(12) (略)	(1)—(12) (略)			
第4条 (以下略)	第4条 (以下略)			

つくば市職員の旅費の特例に関する条例(平成30年つくば市条例第19号)新旧対照表(第11条関係)

改正後	改正前							
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)							
(適用除外)	(適用除外)							
第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。	第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。							
(1) (略)	(1) (略)							
(2) つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)第4条第1項の規定により旅費を支給するもの	(2) つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)第4条第1項の規定により旅費を支給するもの(運動部活動指導員及び同条第5項に規定する非常勤の嘱託員を除く。)							
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)							
(他の条例の適用の特例)	(他の条例の適用の特例)							
第4条 この条例が廃止されるまでの間における次の表の第1欄に掲げる条例の規	第4条 この条例が廃止されるまでの間における次の表の第1欄に掲げる条例の規							
定の適用については、同欄に掲げる条例の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第	定の適用については、同欄に掲げる条例の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第							
3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。	3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。							
つくば市議会の議 (略) (略) (略)	つくば市議会の議 (略) (略) (略)							
員の議員報酬及び	員の議員報酬及び							
費用弁償等に関す	費用弁償等に関す							
る条例	る条例							
つくば市特別職の第4条第2項 の受ける旅費のがつくば市職員の旅費の特例	つくば市特別職の第4条第2項 の受ける旅費のがつくば市職員の旅費の特例							
職員で非常勤のも 額 に関する条例(平成30年つくば	職員で非常勤のも 額 に関する条例(平成30年つくば							
のの報酬及び費用 市条例第19号) 第2条の規定を	のの報酬及び費用 市条例第19号)第2条の規定を							
弁償に関する条例 適用しないとした場合に受け	弁償に関する条例 適用しないとした場合に受け							
る旅費の額	る旅費の額 (運動部活動指導員							
	及び第5項に規定する非常勤							

							の嘱託員にあっては、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附則(略)				附則 (略)			